

地震・噴火・津波による損害に備える 地震危険補償特約

1 補償内容

地震・噴火またはこれらにより発生した津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災(延焼・拡大を含みます)・損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に地震共済金をお支払いします。

お支払い例



地震による倒壊



地震による火災



地震が原因の津波

など

2 地震共済金のお支払いについて

この特約は、実際の修理費ではなく、損害の程度(「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」)に応じて、地震共済金額の100%・60%・30%を定額でお支払いします。

損害の程度	認定の基準		お支払いする地震共済金
	建物の主要な構成要素の損害割合が	焼失・流失した部分の床面積が	
全壊	建物の時価額の50%以上	建物の延床面積の70%以上	地震共済金額×100% (時価額が限度)
大規模半壊	建物の時価額の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	地震共済金額×60% (時価額の60%が限度)
半壊	建物の時価額の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	地震共済金額×30% (時価額の30%が限度)

損害の程度の認定は、地方自治体が交付する災害証明書による被害認定に基づき地震共済金をお支払いします。
(非住家物件に対し災害証明書が発行されない場合は、当組合が上記認定の基準に基づき被害認定を行います。)

3 共済の対象

昭和56年(1981年)6月以降に建築確認申請がなされた以下の建物※(=建築基準法における新耐震基準を満たす建物)

- ・事業用建物(店舗・工場・事務所など。居住用部分の有無を問いません。)
- ・居住用建物(専用住宅および店舗・工場・事務所などの併用住宅)

注)この特約は、動産(家財・什器備品・機械設備・商品製品等)にはご加入いただけません。

※昭和56年5月以前に建築された建物でも、新耐震基準と同等の耐震性能を有する場合はご加入いただけます。

4 共済金額の設定方法

主契約の共済金額の30～50%の範囲内で設定します。ただし、1建物あたりの加入の上限額は1000万円です。

※区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに限度額が適用されます。

5 共済掛金

地震共済金額100万円あたりの共済期間1年間の共済掛金

地震危険補償特約の構造級	主契約である火災共済の構造級	住家物件 (建物内に住宅部分がある物件)	非住家物件 (建物内に住宅部分がない物件)
イ構造(耐火構造)	M・T構造、1・2級	560円	820円
ロ構造(非耐火構造)	H構造、3級	970円	1,420円

6 共済期間について

この特約の基本の共済期間は1年間ですが、2～5年間の長期または1年未満の短期でもご契約いただくことができます。ただし、主契約の共済期間と同一である必要があります。

7 地震保険料控除について

個人のご契約の場合、居住用建物を対象とするこの特約の共済掛金は、地震保険料控除の対象となり、一定額がその年のご契約者(共済掛金負担者)の課税所得から控除されます。(2019年10月現在)

※主契約の共済金額が5000万円を超える場合は控除対象外です。

	所得税	個人住民税
控除対象額	地震危険補償特約の共済掛金全額 (最高50,000円)	地震危険補償特約の共済掛金の1/2 (最高25,000円)

ご加入時の注意点

この特約を単独でご契約いただくことはできません。当組合の火災共済にセットしてご加入ください。

地震共済金をお支払いできない主な場合

- 損害の程度が半壊に至らない損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後
に生じた損害
- 門・塀・垣を補償の対象に含む場合の門・塀・垣のみに生じた損害
など

共済用語のご説明

建物の主要な構成要素	建物の構成要素のうち造作等を除いたものであって、建物の一部として固定された設備を含みます。
り災証明書	政府の定める災害の被害認定に係る運用基準に基づき、地方自治体が、地震等による損害を被った建物について調査を実施のうえ、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の区分により被害程度を証明するもので、各地方自治体から発行されるものをいいます。

地震共済金の削減について

1回の地震等でお支払いする地震共済金の合計額が、全日本火災共済協同組合連合会と共同元受を実施する全国の共済組合全体で80億円を超える場合、支払うべき地震共済金を削減してお支払いします。(2020年1月現在)

その他

- 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
- 他の保険・共済からの保険金・共済金の支払いの有無にかかわらず地震共済金をお支払いします。
- 主契約である火災共済の契約期間中に期中でご加入いただくことはできません。
- 地震見舞金補償特約と重複してご加入いただくことはできません。
- 本特約には建物の免震・耐震性能に応じた割引等の割引制度はありません。

このパンフレットについて

このパンフレットは「地震危険補償特約」の概要を説明したものです。詳しくは特約の約款・重要事項説明書等をご確認ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

お問い合わせは

元受共済組合



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3-28 4F

TEL: 078-361-8080

ひょうご共済

検索

共同元受共済団体：全日本火災共済協同組合連合会

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-11-2